

川監委発第193号
令和2年1月28日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 三上喜久蔵様

川越市監査委員 牛窪佐千夫
同 石川隆二

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 監査の対象

出資団体

川越市土地開発公社

所管部局

財政部 管財課

1 組織

川越市土地開発公社の組織は、理事長、副理事長1名、理事8名、監事2名のもと、事務局7名の職員を置いている。

2 事業の概要

地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とし、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、造成その他の管理及び処分を行っている。

3 市との関係

川越市土地開発公社は、川越市より出資金として5,000,000円の出資を受け、物件の用地取得や川越市への譲渡を行っている。

第2 監査の期間

令和元年10月24日から令和2年1月21日まで

第3 監査の方法

平成30年度及び令和元年度（4月から9月まで）の当該団体に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第4 監査を執行した監査委員

牛窪佐千夫、石川隆二

第5 監査委員の除斥

山木綾子監査委員及び大泉一夫監査委員については、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

第6 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、関係法令、定款等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。

また、社会経済状況の変化や本市の財政事情等により、公社の取得した土地の保有期間が長期化しているが、今後も長期保有土地の早期処分に向け、より積極的に市との協議に努めることを要望する。

併せて、土地の取得に際しては、現在の地価動向や経済事情のもとでは、取得目的が明確でない限り、取得しない方針とのことであるが、より一層慎重に市との協議に努めることを要望する。